

第2号様式（第12条関係）

令和4年度 第2回大和市個人情報保護審査会 会議要旨

1 日 時 令和4年10月18日（火） 午前10時00分から午前11時45分

2 場 所 大和市役所本庁舎5階 第6会議室

3 出席者 久保博道会長、柴田憲司委員、山崎トク委員、黒岩亜紀委員、篠田優里委員

4 傍聴人数 0人

5 次 第

(1) 会長あいさつ

(2) 議 題

①大和市個人情報保護条例第13条に定める目的外利用について（諮問）

【総務部 人財課】

(3) 報 告

① 保有個人情報に係る事故発生状況報告【総務部 市民税課】

② 保有個人情報に係る事故発生状況報告【総務部 人財課】

③ 保有個人情報に係る事故発生状況報告【健康福祉部 介護保険課】

④ 保有個人情報に係る事故発生状況報告【街づくり施設部 街づくり総務課】

(4) 議 題

- ① 個人情報保護に関する法律の改正に伴う大和市個人情報保護法の施行等に関する条例の制定について（諮問）

【総務部 総務課】

- ② 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う大和市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について（諮問）

【議会事務局】

6 議事要旨

(1) 議 題

大和市個人情報保護条例第13条に定める目的外の利用について【総務部 人財課】

(担当課から報告)

委 員 案内状送付の対象となる退職者に関する情報は長期にわたり保管するのか。

総務課 30年間保管する。

会 長 退職者の個人情報の取扱いにつき全体的な法規制はなかったのか、気になるところではある。

委 員 利用後に本人に周知するということであるが、どのようにするのか。

担当課 本制度による送付をもって、本人への周知とする。

会 長 それだけだと条例上の事後の本人通知の意味はない。案内文の中において本人情報を利用したことに触れたほうが望ましい。

委 員 今後も毎年、適する方に案内文の通知をするのか。

担当課 今年度だけの実施である。制度は職員に周知されているので、来年度からの案内通知はしない予定である。

会 長 では、13条第2項5号の規定に基づく目的外利用を認めてよいか。

(全員了承、担当課退室)

(2) 報 告

①保有個人情報に係る事故発生状況報告【総務部 市民税課】

(担当課から報告)

会 長 ケアレスミスであると思う。再発防止策を徹底してもらいたい。

(全員了承、担当課退室)

②保有個人情報に係る事故発生状況報告【総務部 人財課】

(担当課から報告)

会 長 今後は、所管課が提示する窓口で対応するようにしてもらいたい。

(全員了承、担当課退室)

③保有個人情報に係る事故発生状況報告【健康福祉部 介護保険課】

(担当課から報告)

会 長 どのように間違えて誤送付に至ったか。

担当課 住民異動により連番の相違が発生した。これにより催告書と納付書に記載される連番がずれ、誤封入、誤送付が 180 人分発生した。

委 員 180 人分は 1 人が担当したのか。

担当課 そうである。本来はダブルチェックすべきところ、確認を怠りチェックしたかしていないのか不明になってしまった事案である。

会 長 ダブルチェックが重要だろう。再発防止に努めてもらいたい。

(全員了承、担当課退室)

④保有個人情報に係る事故発生状況報告【街づくり施設部 街づくり総務課】

(担当課からの報告)

会 長 個人情報に係る事故関係の公表の基準はあるのか。

事務局 本件については、大和市保有個人情報等に係る事故等の対応に関する要領に基づく公表基準があり、事故の内容や性質に応じて、所管課の判断において、公表するかしないかという判断がなされている。

委 員 この作業を行うのはアルバイトか正規職員か。

担当課 正規職員である。ただ、今回は普段とは違う代わりのものが担当した。

会 長 今後のチェック体制を強化する所管課の方針で了承してよろしいか。

(全員了承、担当課退室)

(3) 議 題

① 個人情報保護に関する法律の改正に伴う大和市個人情報保護法の施行等に関する条例の制定について【総務部 総務課】

(担当課から説明)

会 長 今後は、改正法の下で、行政内部での目的外利用といった個人情報の取り扱いについての判断や役割が重要になってくる。

委 員 資料中、目的外利用等の個人情報の取り扱いにつき、個人情報保護委員会が一元的に改正法を解釈するから審査会の意見を聴く必要は減少するが、個人情報の取り扱いに慎重を期すため引き続き当審査会の意見を聴くことができるようにするとは、どういう意味か。

担当課 現行条例の目的外利用、提供についての審査会諮問は改正法の下不要とされたが、それ以外で、個人情報の安全管理措置の基準といった個人情報の取り扱いについては、審査会に諮問ができるという意味である。

会 長 これまで何度か事務局から制度の概要について説明があったが、改めて諮問の手続が実施されたということである。諮問内容について了承してよろしいか。

(全員了承)

②個人情報の保護に関する法律の改正に伴う大和市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について【議会事務局】

(担当課から説明)

会 長 本件の条例案は総務省や市議会議長会によるモデル案に則っているということであり、特段問題は見当たらない。

改正法では、議会は適用除外ということであるが、現行の条例上の位置付けはどうなっているのか。

担当課 現行条例の定義条項において、議会は実施機関に位置付けられている。

会 長 市議会議員作成の文書も本件条例案の対象となるのか。

担当課 本件条例案の保有個人情報の定義上、議会事務局職員が作成、取得した個人情報が対象となるので、市議会議員作成の文書は対象とならない。

会 長 本件の条例案は総務省や市議会議長会によるモデル案に則っているということであり、特段問題は見当たらないようである。諮問内容について了承してよろしいか。

(全員了承)

以上